**「令和４年度和歌山アウトドア観光推進」業務委託**

**に係るプロポーザル実施要領**

**１．概要**

（１）業務名

「令和４年度和歌山アウトドア観光推進」業務委託

（２）業務内容

別添仕様書のとおり

（３）履行期間

契約締結日から令和５年３月31日まで

（４）予算限度額

金8,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（５）委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

**２．プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項**

　次に掲げる全ての要件を満たしていること。

　業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その構成員の全てが次に掲げる全ての要件を満たすこと。

　なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めない。

（１）本業務の遂行にあたり、仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者である

こと。

（２）業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。

（３）今回の事業趣旨を的確に理解した事業者であること。

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

（５）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。

（６）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置をうけていない者。

（７）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（８）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。

（９）過去５年間で、本業務と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。

（１０）国税及び県税について滞納していない者。

**３．スケジュール**

（１）事前説明会申込

　　　受付期限：令和４年７月１１日（月）17:00まで

（２）事前説明会

　　　実施日時：令和４年７月１３日（水）14:30から

（３）質問票

　　　提出期限：令和４年７月１５日（金）17:00まで

（４）参加申込書、企画提案書及び見積書等の提出

　　　提出日：令和４年７月２７日（水）17:00まで

（５）審査日

　　　別途事前説明会で通知

（６）審査結果の通知

　　　審査会終了後、速やかに参加者全員に通知する。

（７）成果物の納品

　　　別添仕様書のとおり

**４．事前説明会**

（１）日時　令和４年７月１３日（水）14:30～

（２）場所　オンライン（Zoom）にて実施予定

　　　　　　　※オンラインのURLについては、別途送付します。

（３）参加申込

参加者は、以下により事前に申込を行うこと。なお、説明会を欠席した場合は、プロポーザルに参加できないこととする。

　　　①提出書類

　　　　事前説明会参加申込書（第１号様式）

　　　②申込期限

　　　　令和４年７月１１日（月）17:00まで

　　　③提出方法

　　　　和歌山県観光振興課あてＦＡＸ、メール又は持参いずれかの方法で提出すること。なお、ＦＡＸ及びメールで提出する場合は、確認の電話を必ず入れること。

**５．事前説明会終了後の質問の受付**

（１）質問票の提出

質問票（第２号様式）にて和歌山県観光振興課あてＦＡＸ又はメールで提出し、提出後、電話で連絡すること。審査内容に関する質問に関しては、回答しない。

（２）受付期限

　　　令和４年７月１５日（金）17:00まで

**６．プロポーザル参加対象資格事由に係る提出書類**

（１）プロポーザルに参加する意思のある者は、和歌山県観光振興課あて以下の書類を郵送又は

持参すること。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日午前9時から午後5時。

ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

　（ⅰ）個人又は法人の場合

　　ア．提出書類

　　　①参加申込書（第３号様式）

　　　②提案者の概要書及び類似事業受託実績（第４号様式－①）

　　　③誓約書（第５号様式）

　　　④役員等に関する調書（第６号様式）

　　　⑤法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近１年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近１年分）

　　　⑥法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票

　　　⑦印鑑証明

　　　⑧使用印鑑届（第７号様式）

　　　⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後３ヶ月以内のもの）

　　　⑩都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後３ヶ月以内のもの）

　（ii）コンソーシアムの場合

　　　①参加申込書（第３号様式）

　　　②提案者の概要書及び類似事業受託実績（第４号様式－②）

　　　③誓約書（第５号様式）

　　　④役員等に関する調書（第６号様式）

　　　⑤法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近１年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近１年分）

　　　⑥法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票

　　　⑦印鑑証明

　　　⑧使用印鑑届（第７号様式）

　　　⑨法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（発行後３ヶ月以内のもの）

　　　⑩都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後３ヶ月以内のもの）

　　イ．提出書類の留意事項

　　　①正本１部を提出（持参・郵送）すること。

　　　②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　　　③県が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

　　　④和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・手配）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、ア．の③から⑩の提出書類を当該書類に代えることができる。

　　ウ．提出期限

　　　　令和４年７月２７日（水）17:00まで（必着）

**７．企画提案書等の提出**

（１）提出書類

①　企画提案書（任意様式）７部

・ポータルサイトのデザイン・機能性

・リーフレットのデザイン

・県内キャンプ場実態調査方法

・具体的な広告プロモーションの内容

・運用後の保守内容やサポート体制

②　業務の実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式）７部

③　見積書（任意様式）７部

④　令和５年度以降の保守等見積書　７部

（※令和５年度以降、年間で必要になるシステム保守、更新料等必要経費に関する見積書）

（２）提出期限

令和４年７月２７日（水）17:00まで

（３）提出方法

和歌山県観光振興課あて郵送または持参すること。持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日午前９時から午後５時。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

（４）企画提案書に関する留意事項

①　企画提案にあたっては、別添仕様書をもとに提案すること。

なお、企画提案書の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、提案書どおりに実施するものではなく、和歌山県との協議により、実施内容を決定する。

②　企画提案書は、日本工業規格Ａ４又はＡ３（Ａ３サイズは折り込み添付）とし、フルカラーで作成すること。

（５）企画提案に際しての留意事項

　　【失格又は無効】

　　　以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

ア　提出期限に遅れた場合

イ　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ　実施要領に違反すると認められる場合

オ　見積額が予算限度額を超えた場合

カ　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

　　【その他、留意事項】

ア　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。

イ　企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

ウ　提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

エ　提案する企画書は、２案までとする。

オ　提出された書類は、委託先の選定を行う作業に必要な場合において複製を作成すること

がある。

カ　提出があった企画提案書等は返却しない。

キ　提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

（６）見積書について

ア　見積額は、当業務の実施に必要な経費を計上し、消費税及び地方消費税を含む額とすることとし、積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

イ　市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう見積額を調整することがある。

ウ　見積書の宛て名は、「和歌山県知事」宛てとすること。

エ　本実施要領の「７．企画提案書等の提出」のうち「（１）提出書類」「④　令和５年度以降の保守等見積書」の見積額については、「１．概要」の「（４）予算限度額」には含まない。

**８．プロポーザルの実施方法について**

（１）実施方法

審査は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等選定委員会の委員が行う。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審査の上、次のとおり契約候補者を選定する。

（２）審査日及び開催場所

別途事前説明会にて通知

（３）企画提案の所要時間

　　　１者あたり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

（４）参加者が１者の場合の取扱い

参加者が１者の場合においても、審査の結果、基準点を超えており、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加者を契約の相手方として選定する。

**９．審査方法**

（１）審査項目は以下のとおりとする。審査員毎に採点の高い提案から順に順位点をつけ、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とする。

提案者が１者の場合においても、プレゼンテーションを実施し、選定委員会における評価を行ったうえで、選定の可否を協議する。

　　なお、審査会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

　　（審査項目）

1. 業務実施体制

　②　事業趣旨の理解・実績

　③　ポータルサイトのデザイン性、機能性

　④　魅力発信に関する工夫

　⑤　見積価格及び次年度費用の妥当性

　⑥　その他独自性

　　※詳細は、別紙参照

（２）決定方法

審査の結果、順位点の合計が一番高い参加者を契約候補者として選定する。

なお、同点が複数ある場合は、審査員の採点の合計が最も高かったものを候補者とする。

**１０．契約の締結**

（１）審査会にて契約候補者を決定後、委託契約を締結する。なお、当該仕様は、変更を行う場

合がある。その場合は両者協議のうえ、決定するものとする。

（２）契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、そ

の選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上

で、契約を締結するものとする。

**１１．審査結果**

審査結果は、決定次第、全ての参加者に文書で通知を行う。

**１２．その他**

業務上発生する未確認事項については、和歌山県と協議すること。

**１３．お問い合わせ**

　 〒６４０－８５８５　和歌山県和歌山市小松原通１－１

　　和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

　　担当　松山

　　TEL　０７３－４４１－２７７５

　　FAX　０７３－４３２－８３１３

　　E-mail　matsuyama\_i0009@pref.wakayama.lg.jp

【別紙】

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 配点 |
| （１）事業実施体制  ・事業を適正に実施するための組織体制、事業規模を有しているか。また、事業実施に当たり、会社としてのバックアップ体制（緊急時を含む。）が整えられているか。 | ５点 |
| （２）事業趣旨の理解・実績  　・事業実施を理解した企画提案になっているか。また、過去の実績から十分な実績があるか。 | ５点 |
| （３）ポータルサイトのデザイン性、機能性  　・県内のキャンプ場を網羅した構成となっているか。また、「わかやま遊び」と連動した構成となっているか。  　・ポータルサイトは、利用者が興味や関心をもつような魅力的なデザインとなっているか。  　・周辺の温泉施設や県産品販売所等の周知を図り消費拡大に繋がるようなサイト構成となっているか。  　・キャンプ場施設の掲載方法やオンライン予約の方法など機能性に優れたものとなっているか。 | ５０点 |
| （４）魅力発信に関する工夫  　・リーフレットは、利用者が興味や関心をもつような魅力的なデザインとなっているか。また、配布部数や配布先の選定は、高い訴求力が期待できるか。  　・県内キャンプ場の実態調査方法は、次年度以降の展開を見据えた効果的なものとなっているか。  　・本県のキャンプ場の魅力をＰＲするために、効果的なプロモーション内容となっているか。 | ３０点 |
| （５）見積価格及び次年度費用の妥当性  　・事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。 | ５点 |
| （６）その他独自性  　・本業務を実施するに当たり、独自性を持った効果的な提案がなされているか。 | ５点 |